

香取市省エネルギー等対策推進方針

～香取市における今夏の節電対策～

令和 7 年 6 月

香 取 市

も く じ

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
2	基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
3	節電目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
4	実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
5	対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 1
6	取り組み内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2-3
7	市民等への啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
8	進捗管理の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
9	節電対策スケジュール・・・・・・・・・・・・・	p. 4
10	今後の中長期的節電対策・・・・・・・・・・	p. 4

香取市の今夏における節電対策推進方針

1 目的

市自らが、節電への継続的な行動を率先して取り組むことで、省エネ・節電に対する市民意識の一層の高揚、ライフスタイルとしての定着化、併せて、経費の節減を図ることを目的とする。

2 基本的な方針

令和7年度夏季における電力供給について、国の電力需給に関する検討会合が取りまとめた「2025年度の電力需給の見通し」では、最大電力需要時でも3%以上の電力予備率の確保できる見通しを示された。一方で、異常気象や燃料調達先の国際情勢の変化、火力発電所の東京湾・太平洋沿岸への集中等、自然災害に対して脆弱な構造にあること等を踏まえると引き続き電力需給は予断を許さない状況から、節電による市民サービスの低下や職員の健康への影響を極力回避しながら、確実な節電の実施を図る。

また、ネクタイや上着を着用しない軽装の推奨を呼び掛ける「クールビズ (COOL BIZ)」を、今年度は5月1日から10月31日の期間で実施する。

3 節電目標

2016年度(平成28年度)比で2027年度までに32%減を意識しつつ、市施設等の節電の取組が、無理のない形で、確実に行われるよう、節電目標を次のとおりとする。

「令和6年度の同期間における電力使用量と比較して7%以上の節電」を実施

4 実施期間

7月1日（月）から9月30日（月）まで

5 対象施設

香取市が所有する全施設とする。但し、上下水道施設や無人施設等については、事業の性質上、天候などの影響が大きい点も考慮しつつ評価するものとする。

また、指定管理者施設等についても、施設の公共性に鑑み、施設利用者への体調を配慮しながらの節電を所管課から求める。

6 取り組み内容

○ 主な市施設における節電対策

分類	施設種類別	項目	具体的取り組み
施設等	庁舎等 (本庁舎, 支所, 執務室等)	空調	➤ エアコンの使用は、天候・気温等を考慮し、施設の特性を踏まえた温度管理や適切な点検及び運転管理を行い、運転時間の短縮に努める。 ➤ ウォールスルー（窓側の吹き出し）エアコンの使用は控える。 ➤ 退庁時にはブラインドを下ろし、翌朝の室温上昇を抑制する。 ➤ 定時退庁やノー残業デーの徹底を図り、エアコンの使用を抑制する。 ➤ 閉庁日における庁舎のエアコンの使用を控える。
		照明	➤ 昼休み時間の消灯を徹底する。 ➤ 本庁舎及び支所業務終了後の一斉消灯する(例：本庁舎：17時45分) ➤ 定時退庁やノー残業デーの徹底を図り、夜間の節電に努める。 ➤ LED照明などへの切り替えを進める
		OA機器	➤ 退庁時にOA機器の電源を忘れずに切る。 ➤ パソコンについて、長時間離席時は電源を切り、短時間離席時はスリープモードにする。 ➤ モニターの照度設定の目安を30%とする。
		動力	➤ エレベーターの使用を控える。(3アップ4ダウンの励行) ➤ 支所等はエレベーターの使用を控え、特別な場合を除き階段を利用する。
		コンセント機器等	➤ 電気ポット・電子レンジ等の電熱機器の使用を禁止する。ただし、給湯室の給湯器は使用可とする。 ➤ 冷蔵庫の使用については、業務目的のみとする。 ➤ 常時、テレビの電源を切る。 ➤ 業務以外の私物への使用は禁止する。
	市民利用施設 (公民館, 公衆トイレ, コンパス, 公園, 道路)		➤ 館内表示等で利用者へ節電協力の周知徹底を図る。自動販売機については、節電モードで運用する。 ➤ LED照明等の高効率照明器具などの更改を進める。 ➤ その他無人施設等は、節電手段が限られ、使用頻度が少なく、使用電力量が極めて小さいことから、目標設定の対象外とする。

	施設種類別	具体的取り組み
施設等	福祉施設 (特養, 社会福祉, 保育所等)	➤ 照明については、業務の支障のない範囲で消灯する。 ➤ 施設利用者の健康に配慮をし、指定管理施設についても、市の施設であることから、同様の取り組みを要請する。
	観光施設 (あやめパーク、道の駅、川の駅、博物館等)	➤ 来場者に配慮しながら、室温は適切な温度にして、使用してない箇所の照明を消灯する。 ➤ 来場者等の健康を第一に考えたうえで、来場者に周知し、理解を求めた削減を図る。
	上下水道施設等 (上水道、下水道、排水施設)	➤ ポンプ等を制限できる施設は、複数同時稼働をなるべく避ける運転方法とする。 ➤ 事務室の窓ガラスに遮熱フィルムを貼り、省エネ効果を高める。 ➤ 委託業者を含めて、執務室等の施設で節電を徹底する。
	教育施設 (幼・小・中学校、図書館、スポーツ施設等)	➤ 日射を遮るために、緑のカーテン、ブラインド、すだれ等を活用する。 ➤ 来場者等の健康に配慮しながら、室温は適切な温度にして、使用してない箇所の照明を消灯する。
その他		➤ 職員の健康管理と事務効率の低下を極力回避するため、クールビズ等を励行する。 ・クールビズ取組推奨期間：5月1日から10月31日 - ノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツ等 ➤ こまめな水分補給等により、熱中症の予防と健康管理に努める。 ➤ ノー残業デーの定時退庁を徹底する。

※ 具体的取り組みの内容には、ピークカット対策も含む

7 市民等への啓発

昨年度まで、クールビズや節電対策の取組について、実効性のあるものにするためには、市民等の理解と協力が必要不可欠であるとの理由から、市民等に対して市の節電対策を積極的に周知するため館内掲示を充実させてきたが、現状として、これまでの取組により十分に周知がされていると考えられることから、館内の掲示については、最小限度に留める。

他方、市ウェブサイト等を活用し、国が推奨する家庭・事務所向けの節電メニュー等を解りやすく掲載する取組は続ける。

8 進捗管理の実施

高圧受電施設にかかる電気使用量を月ごとの節電実績を取りまとめ、また大幅な電気使用量の増減があった場合、その理由について大まかな分析を行ったものを内部システムの掲示板等で公表する。また、節電期間開始の内部システムでの掲示の際、施設ごとの昨年度の実績を示し、電力使用量が増加している施設等に更なる節電を促すこととする。

9 節電対策スケジュール

本方針に基づく取り組みは次のスケジュールとする。

区分	5月	6月	7月	8月	9月
節電対策 の策定	検討・推進方針の策定、公表			夏期節電対策の実施	
節電対策					
市民等に対する周知等				市WS等での周知	
進捗管理				進捗管理	

10 今後の中長期的節電対策

市が排出する温室効果ガス発生量の8割を占める電気使用量を抑制するため、全職員及び関連団体等の協力により、継続的な節電を求める。

また、省電力の高効率照明設備や太陽光発電設備等を導入し、限られた化石燃料の消費削減や温室効果ガスの抑制に努める。